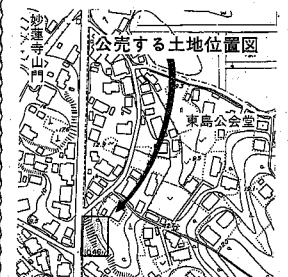
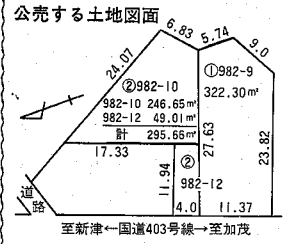


朝日地内宅地造成地を公売

入札参加受付は三月二十九日(土)まで

●公売する土地及び入札最低価額：左の表と図のとおり
●公売方法：一般競争入札
●公売の日時と場所：四月十日(水)の午後一時三十分(予定)から市民会館第三会議室
●入札参加資格：禁治産者及び準禁治産者などの人は、入札参加の資格がありません
●入札保証金：免除
●契約保証金：契約日に契約金額の百分の十以上を納入してもらいます(保証金は契約金額を完納した日に返納します)
●落札者：入札最低価額を超えて最高価額で入札した方とします
●代金納入期限：契約日から一月以内
●所有権移転：契約金額を完納したとき

図面表示番号	所在地	地番	地目	地積(m ²)	入札最低価額
①	大字朝日字山境	982-9	宅地	322.30	1365万円
②	大字朝日字山境	982-10 982-12	宅地 宅地	295.66	1149万円



●入札参加の申込み：印章を所持する、三月二十九日の正午までに「入札参加申込書」を市役所財政課へご提出ください(申込用紙は財政課に用意してあります)
●公売場所の現地説明会：四月四日(金)の午後二時から
●その他
●代金納入期限：契約日から一月以内
●所有権移転：契約金額を完納したとき

●入札参加の申込み：印章を所持する、三月二十九日の正午までに「入札参加申込書」を市役所財政課へご提出ください(申込用紙は財政課に用意してあります)
●公売場所の現地説明会：四月四日(金)の午後二時から
●その他
●代金納入期限：契約日から一月以内
●所有権移転：契約金額を完納したとき

●入札参加の申込み：印章を所持する、三月二十九日の正午までに「入札参加申込書」を市役所財政課へご提出ください(申込用紙は財政課に用意してあります)
●公売場所の現地説明会：四月四日(金)の午後二時から
●その他
●代金納入期限：契約日から一月以内
●所有権移転：契約金額を完納したとき

●利用希望者はお申し込みを
●利用方法：使用の申込みは前月の十日までを原則とし、市営野球場は社会体育課、東部野球場は直接野球場へ、それぞれお申し込みください。ただし、四月と五月分の使用は、四月八日までに申し込んでください(申込用紙を用意してあります)
●休場日：市営野球場は月曜日、東部野球場は火曜日
●利用方法：一般使用(平日、土曜、日曜)は直接野球場、専用使用(月曜は三日前までに社会体育課へ、お申し込みください(申込用紙を用意してあります))
●利用方法：使用申込みは直接野球場へ(東部野球場の一

●利用希望者はお申し込みを
●利用方法：使用の申込みは前月の十日までを原則とし、市営野球場は社会体育課、東部野球場は直接野球場へ、それぞれお申し込みください。ただし、四月と五月分の使用は、四月八日までに申し込んでください(申込用紙を用意してあります)
●休場日：市営野球場は月曜日、東部野球場は火曜日
●利用方法：一般使用(平日、土曜、日曜)は直接野球場、専用使用(月曜は三日前までに社会体育課へ、お申し込みください(申込用紙を用意してあります))
●利用方法：使用申込みは直接野球場へ(東部野球場の一

●利用希望者はお申し込みを
●利用方法：使用の申込みは前月の十日までを原則とし、市営野球場は社会体育課、東部野球場は直接野球場へ、それぞれお申し込みください。ただし、四月と五月分の使用は、四月八日までに申し込んでください(申込用紙を用意してあります)
●休場日：市営野球場は月曜日、東部野球場は火曜日
●利用方法：一般使用(平日、土曜、日曜)は直接野球場、専用使用(月曜は三日前までに社会体育課へ、お申し込みください(申込用紙を用意してあります))
●利用方法：使用申込みは直接野球場へ(東部野球場の一

●利用希望者はお申し込みを
●利用方法：使用の申込みは前月の十日までを原則とし、市営野球場は社会体育課、東部野球場は直接野球場へ、それぞれお申し込みください。ただし、四月と五月分の使用は、四月八日までに申し込んでください(申込用紙を用意してあります)
●休場日：市営野球場は月曜日、東部野球場は火曜日
●利用方法：一般使用(平日、土曜、日曜)は直接野球場、専用使用(月曜は三日前までに社会体育課へ、お申し込みください(申込用紙を用意してあります))
●利用方法：使用申込みは直接野球場へ(東部野球場の一

●利用希望者はお申し込みを
●利用方法：使用の申込みは前月の十日までを原則とし、市営野球場は社会体育課、東部野球場は直接野球場へ、それぞれお申し込みください。ただし、四月と五月分の使用は、四月八日までに申し込んでください(申込用紙を用意してあります)
●休場日：市営野球場は月曜日、東部野球場は火曜日
●利用方法：一般使用(平日、土曜、日曜)は直接野球場、専用使用(月曜は三日前までに社会体育課へ、お申し込みください(申込用紙を用意してあります))
●利用方法：使用申込みは直接野球場へ(東部野球場の一

新潟県知事選挙は四月二十日投票(予定)

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

投票できる人

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

障害の種類	障害の程度
●身体障害者手帳をお持ちの人	1級もしくは2級 2級もしくは3級 3級
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人
●戦傷病者手帳をお持ちの人	特別損傷から第2損傷 特別損傷から第3損傷
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

●今回の県知事選挙は、四月三十日の任期満了に伴って行われるもので、三月三十一日(日)に告示され、四月二十日(日)に投票が行われ、即日開票されます(告示日と投・開票日は、いずれも予定)。
●満二十歳以上の日本国民は、すべて選挙権をもっています。選挙人名簿に登録されなければ、投票することはできません。
●今回の県知事選挙で、新潟市の選挙人名簿に新たに登録される人は、昭和四十四年四月二十一日以前に生まれた人で、昭和六十一年十一月三十日

お買物、ご用命は市内で

30の電話番号が登録できる
ハウディ・メモリー

標準価格 **26,500円**
工事費 **5,700円**
(黒、カラー、プッシュホンからお取り替えの場合)

カラーは5種類
選べるファッションブルカラー

- ・ツートン
- ・ホワイトレッド
- ・ホワイトブルー
- ・ホワイトグリーン
- ・ワンカラー
- ・ローズレッド
- ・ノーブルブルー

●通話時間が表示されます
●電話をかけていないときは
●月日と時刻が表示されます

●アラーム機能がついています
●あらかじめセットした時間にアラームを鳴らすことができます

●プッシュ回線/ダイヤル回線のどちらでも使用できます。
●切替はスイッチでOK

●登録した相手にワンタッチで電話できます
●頻りに使う電話番号を登録しておくとお便利です

●NTT

●新津電報電話局 0116

お買物、ご用命は市内で

護身と長寿若返りの妙技

小学四年以上の男女百歳でも少々体の不自由な方でも大丈夫
勇気と自信と健康を求められよ
週1回くらいが最適 水・金夜7時~9時まで 日曜日午後2時~4時まで

やわら柔術健康道場

新津市緑(バス停前) 道場 古 峰 院 24-0470
自宅連絡所 食堂 善 乃 屋 22-1058
五泉道場 緑町 南 原 工場内 42-0336